

お元気ですか

南 恵子 です

ニュースを読んで
ご意見をお寄せ下
さい。

区議会議員

南 恵子

TEL 3790-1523



発行責任者 日本共産党品川区議会議員 南 恵子 八潮5-12-65-503

メールアドレス minami@icp-shinagawa.com

みんなの願いを区政に届ける

八潮のまちの活性化

子育て世帯に家賃助成・買い物送迎支援・

熱料金引き下げ

を求め一般質問

第4回定例会

11月25日、第4回品川区議会定例会で、南は八潮のまちのみなさんが願っているいくつかの問題を取り上げました。高齢化率32%の八潮は、区全体の22%と比べてもダントツな状態です。区が真剣になって活性化に取り組むことが求められますが消極的です。みんなで声を上げましょう。

国の財政支援を活用して
子育て世帯に家賃助成を

33年前の八潮は子どもたちの声が響くまちでした。学童保育クラブは足りなくてプレハブを増設し、八潮南小学校内にもつくるほどでした。また、3つあった小学校のうち八潮小学校の在籍数は700人を超えていました。今、0歳〜18歳までの人口は1837人、14・5%と、高齢化率32%と比べると半分以下。

この状態を何とか変えなくてはいけないと思います。そこで子育て世帯に八潮へ引っ越ししてもらい、公園も医療機関も図書館もある八潮で安心して暮らし子育てできるよう、家賃助成を区に求める質問をしました。

区の答弁は「区としての家賃助成は考えてない」でした。理由は、「UR住宅には親世帯と子供世帯が近居している場合に家賃減額をしていく」「低廉な家賃の都営住宅や公社住宅では、倍率優遇制度が



ある」というのですが、まったく理由になっていません。酷い話です。

高齢者の閉じこもり防止に
買い物送迎支援は有効

「買い物して重たい荷物を持って歩いて帰るのが大変」「買いたいものを自分で選んで買いたい」「外に出ておしゃべりもしたいし・・・」高齢になって健康で豊かに暮らしたい——これは誰でも願うことです。そのための支援体制が必要です。

南はみなさんの声を区に届けました。区は、「高齢者の閉じこもり防止対策は必要」と認めましたが、実施するのは区ではなく、「NPO法人やお隣りご近所の助け合い」

でやれということです。これも冷たい答弁です。



高すぎる熱料金の引き下げを

もう12月になり暖房なくては過ごせません。八潮では品川清掃工場の排熱を利用してお湯と

温風がスイッチをひねるといつでも利用でき、とても快適に過ごせます。

ところが、八潮の住民の多くが「熱料金が高い」「ガスと比べても基本料金が高すぎる」ととらえていることがわかりました。

ある管理組合では、東京熱供給KKに引き下げを要望したらどうか等の意見が出て、その時のために「研究」しているという話を聞きました。また、熱を使わずガスに切り替えができるならそうした



いという意見もあるようです。

品川区は、東京熱供給KKの出資者ですから、八潮住民の声を受けて反映させる責任があります。そこで、この問題を取り上げまし

たが、区の答弁は「産業経済省の料算定は国の認定を受けている

ので問題ない」という内容でした。

何のために出資しているのでしょうか。もつと、調査をして区民の声を伝える役割を果たすべきです。八潮のすべてのみなさんに共通

する問題なので、引き続き取り組みます。また、ご意見・ご要望を

八潮の雇用促進住宅(69号棟)

「住宅の廃止はしない」という運動をしている住民の方たちが、品川区議会に「『不調』となった入札結果を踏まえ、八潮69号棟の購入について『機構』と話し合うことを品川区に求める請願」を提出していました。

その内容は、民間業者に八潮宿舎を含む住宅の購入を求め入札に出していたのが、不調に終わったので、住民はさらに不安に追い込まれていきます。

その状況を打開するために品川区に①公的住宅としての役割、②居住者の住まいと暮らしを守るために機構と話し合うことを求めるものでした。

賛成は共産・ネットのみ

69号棟廃止問題 品川区議会で「請願」を否決

南は、住民のみなさんがど

れだけ不安な状態に置かれ続けているのか、安心して暮らせないことは本当にひどいことだということ、その点を区がどう認識しているかを質問しました。

区は、一貫して機構の問題という立場から離れず、心を寄せ、住民の暮らしを支える姿勢はみせませんでした。

解約期間が終了すれば即退去に

南は、住んでいる方から伺ったこととして質問しました。

それは、新たな契約を結ぶ時、2年間の居住は許されても、契約期間が過ぎれば次の契約はできないということになり

いただければうれしいです。連絡先は(3790) 1523です。よろしくお願いします。

ました。

つまり、契約解除と同時に退去しなければならぬのです。少なくとも平成33年までは住んでいられると思っただけですが、それ以前に契約期間が過ぎたら、退去しなければならぬのです。

こんなに酷いことを区がどう思うのかと聞いても、機構の問題として片づけるのです。



生活・雇用・子そだて

教育など何でもお気軽にご相談ください

連絡先

南恵子区議会議員

電話(3790) 1523